

国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定 平成30年3月30日一部変更）

1. 規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方

国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。

③評価の実施主体及び方法、手続

ウ) 諮問会議による調査審議

諮問会議は、当該評価結果について調査審議した上で内閣総理大臣に必要な意見を述べることとし、特に、国家戦略特区における規制の特例措置についての調査審議に当たっては、当該規制の特例措置を所管する府省庁(以下「規制所管府省庁」という。)からの意見を聴き、当該規制の特例措置について、全国展開の可否、要件の見直し(拡充、是正又は廃止)の必要性等も含め検討する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

iv) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、特例措置の活用から一定期間が経過し、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AIやビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の早期実現や、地域限定型のサンドボックス制度の早期活用等を図る。

家事支援外国人受入事業の概要①

制度の趣旨

見直し前

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない

見直し後

第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする

※自治体と関係行政機関により構成する協議会

効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応

具体的事業



家事支援サービス企業 (雇用先)

- 家事代行業
- 人材派遣業
- 清掃サービス などが参入

利用世帯

- 実施区域 東京都、神奈川県、大阪府（大阪市、豊中市、池田市、箕面市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市）、兵庫県、愛知県、千葉市

- 実施時期 (協議会設置)
 東京都：平成28年11月
 神奈川県：平成28年3月
 大阪府：平成28年6月
 兵庫県：平成29年7月
 愛知県：平成30年6月
 千葉市：平成31年6月

- 業務範囲 炊事、洗濯、掃除、買い物、児童の日常生活上の世話等

令和2年7月31日時点

- 受入企業 東京都：6事業者 神奈川県：6事業者
 大阪府：4事業者 兵庫県：2事業者
 愛知県：2事業者 千葉市：1事業者

家事支援外国人受入事業の概要②

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

第三者管理協議会

関係自治体

連携

内閣府地方創生推進事務局、地方経済産業局、
都道府県労働局、地方出入国在留管理局

苦情
相談

・定期報告
・重大問題発生時
には速やかに報告

・特定機関の基準
適合性の確認
・年1回の監査

◆ **特定機関(受入企業)の要件【政令】**
 指針に即した措置の実施／経済的基礎／
我が国の事業実績3年以上／欠格要件の
非該当(法令違反、暴力団など)

特定機関(受入企業)

利用世帯

家事支援活動の
提供に係る請負契約

○ **帰国担保措置**

外国人家事支援人材がやむを得ない理由により
帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担

○ **雇用の継続が不可能となった場合の措置**

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望
するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

苦情
相談

雇用契約

・日本人と同等額以上の報酬額
・保証金の徴収等の禁止
・必要な研修を実施 等

◆ **家事支援活動の業務範囲【政令】**

・炊事、洗濯、掃除、買物等の家事一般
・上記と併せて実施される児童の日常
生活上の世話及び必要な保護

◆ **家事支援を行う外国人の要件【政令】**

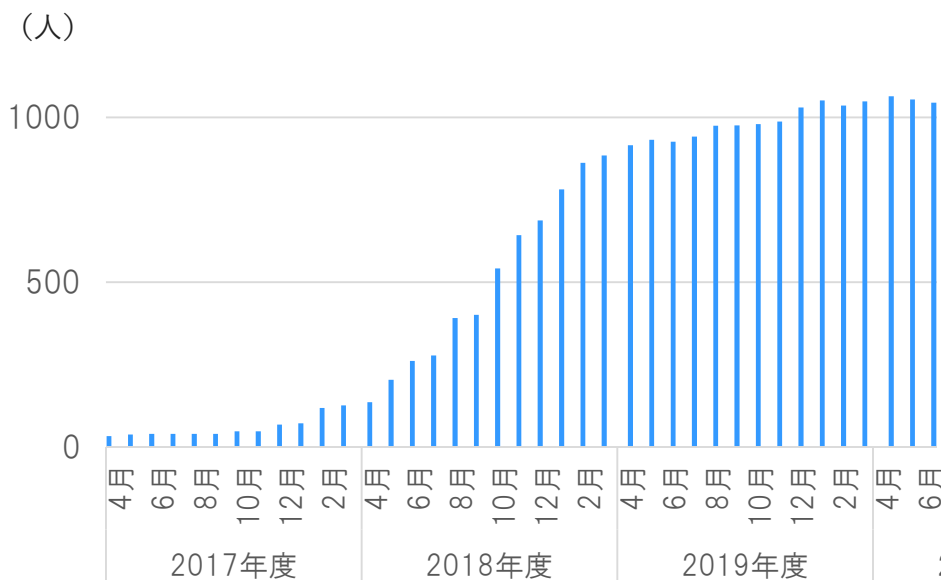
満18歳以上／実務経験1年以上／家事支援
活動の知識・技能(送り出し国における一定
の研修の終了)／必要最低限の日本語能力

外国人家事支援人材

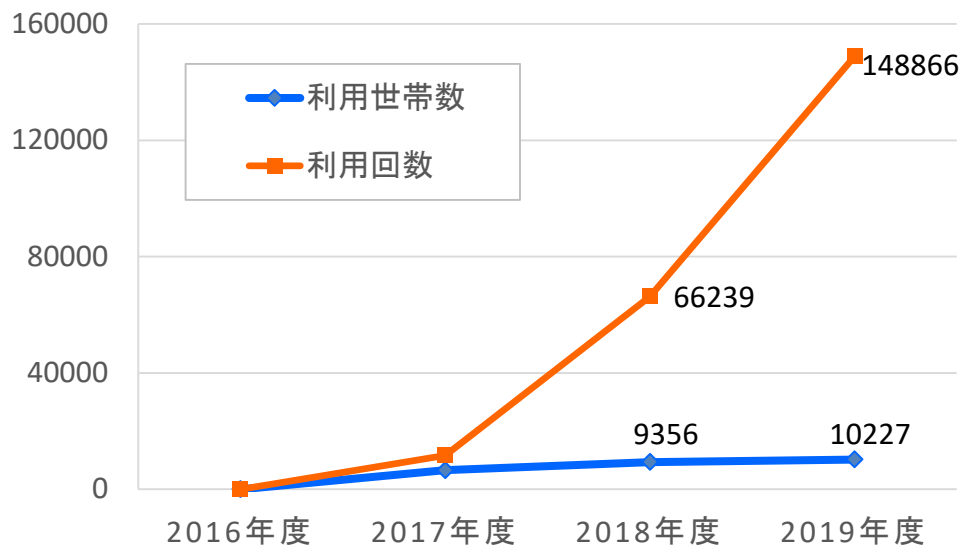
家事支援外国人受入事業の進捗①

- ・平成27年7月に法制化し、平成29年3月より外国人材の受入れを開始。
- ・受け入れた人材は全国で1,000名を超え、家事支援サービスの利用世帯数及び利用回数は年々増加傾向にあるが、更なる活用には利用世帯の裾野拡大が課題。

外国人家事支援人材の在留者数の推移



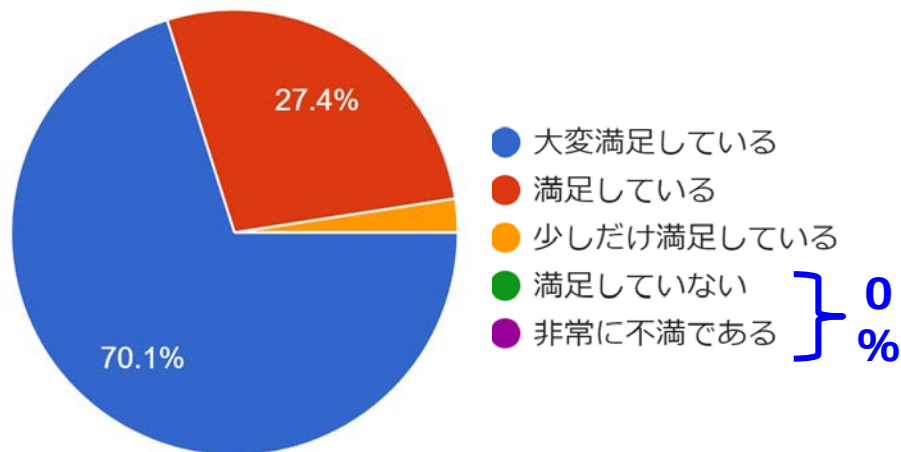
利用世帯数及び利用回数の推移



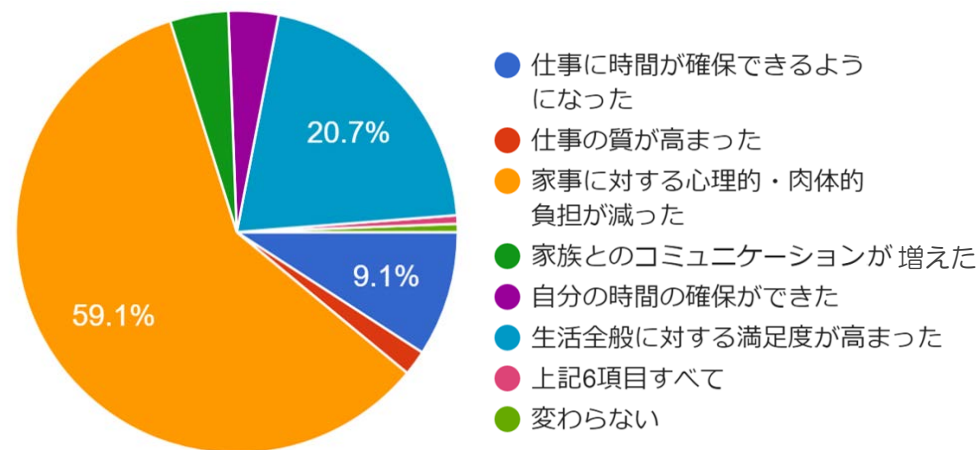
※利用世帯数は、毎年3月末時点の契約世帯数（定期的に利用されている世帯）のみを集計

家事支援外国人受入事業の進捗②

- 利用者アンケートでは、**家事負担の軽減や仕事の時間確保につながるなどの高評価**であり利用者の更なる裾野の拡大が期待。



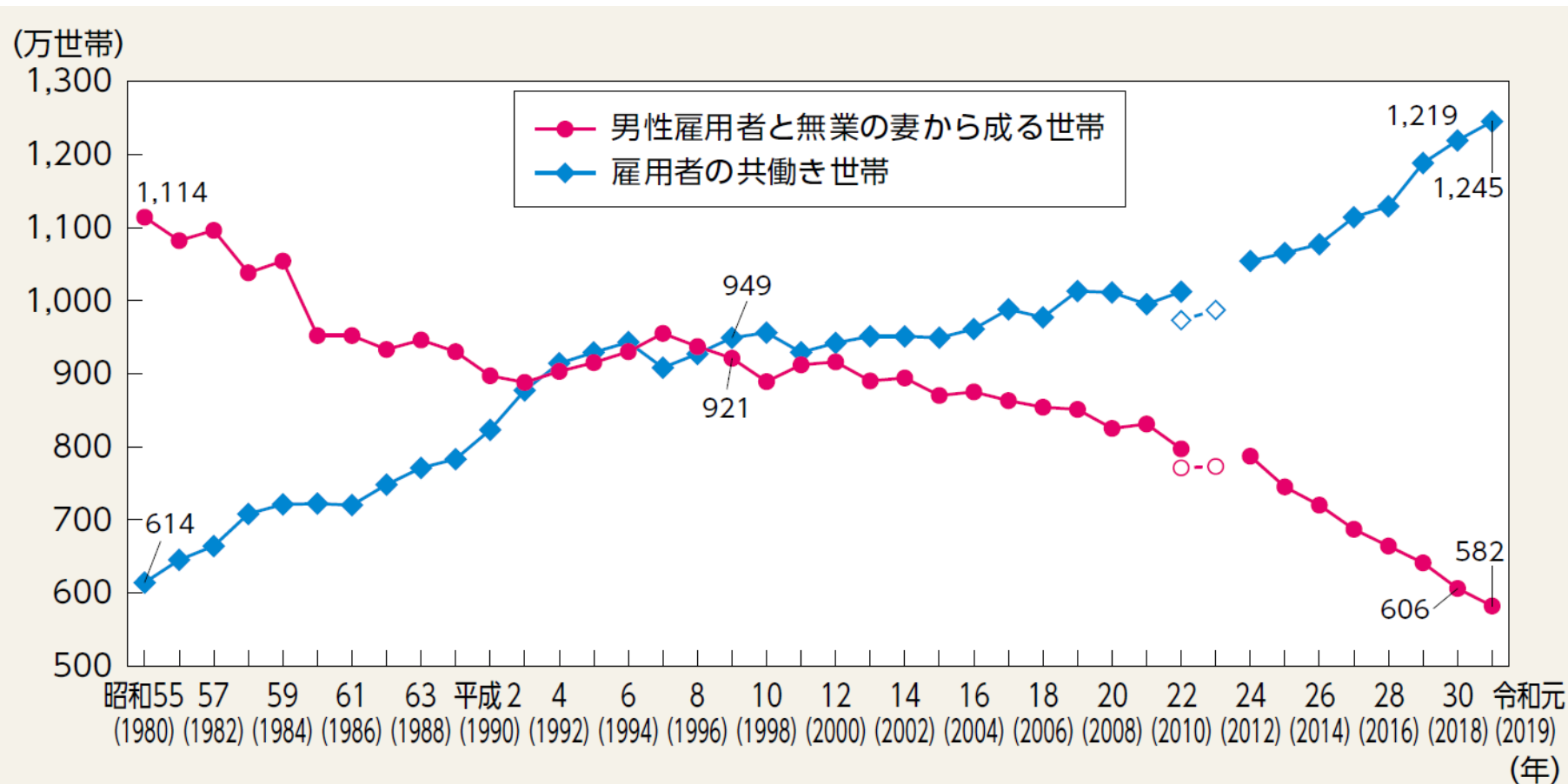
164 件の回答



164 件の回答

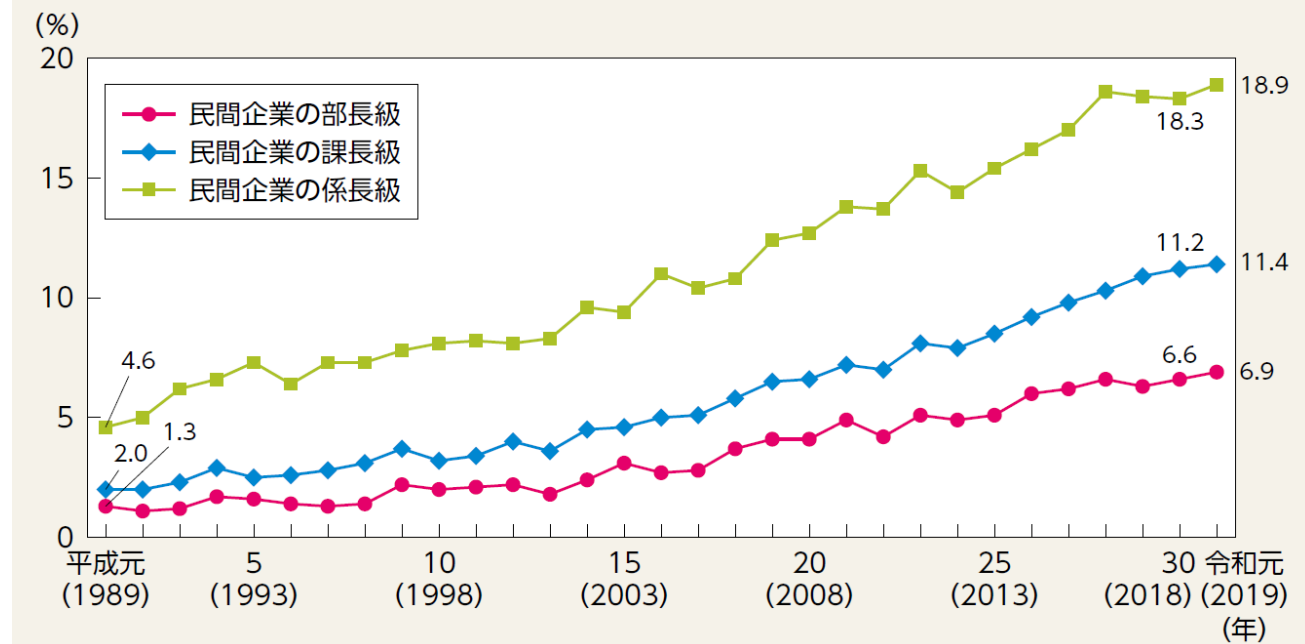
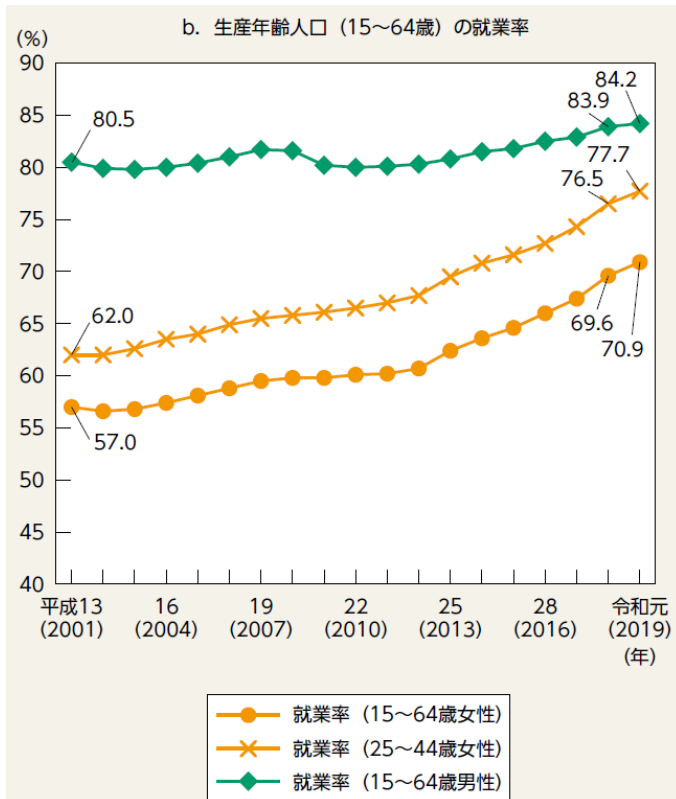
潜在的な家事支援ニーズ① -共働き世帯の推移-

- 平成29年の家事支援外国人材の受入開始以降も、共働き世帯の増加が継続。



出典：男女共同参画白書 令和2年版

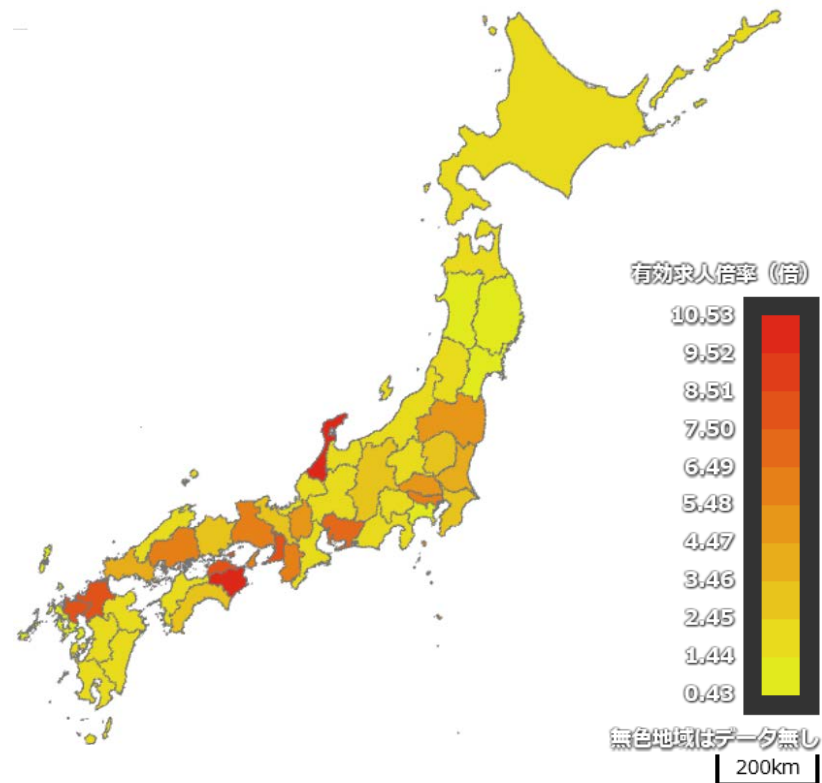
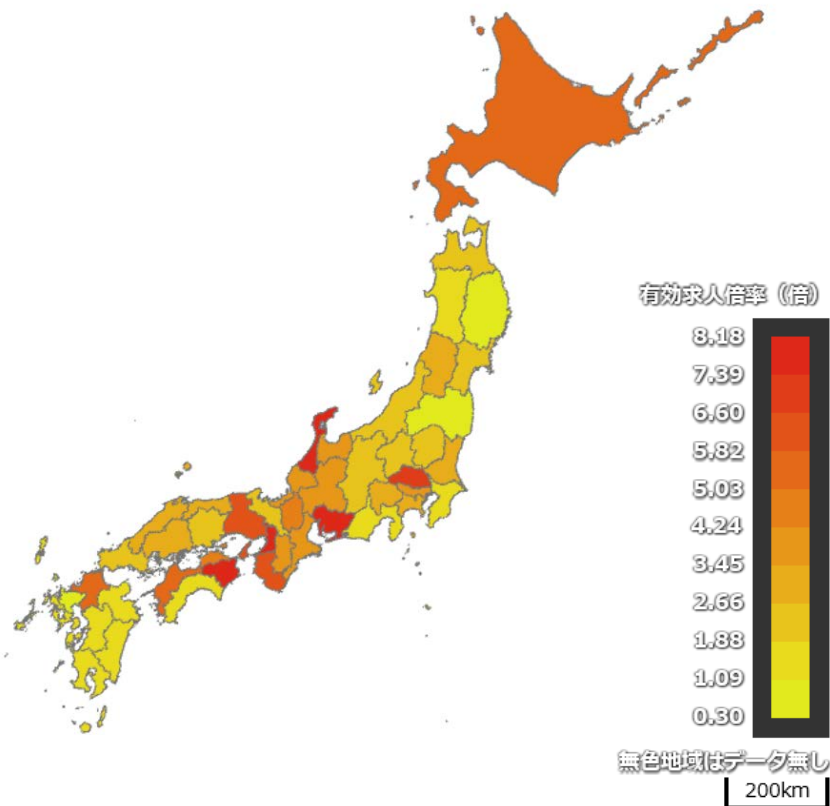
・平成29年の家事支援外国人材の受入開始以降も、女性の社会進出は継続的に拡大。



潜在的な家事支援ニーズ③ -有効求人倍率-

家庭生活支援サービスの有効求人倍率
(2018年4月)

家庭生活支援サービスの有効求人倍率
(2019年9月)



35 家庭生活支援サービスの職業 (日本標準職業分類)

個人家庭の生活を支援するための調理・育児・洗濯・掃除・介護などの仕事をいう。

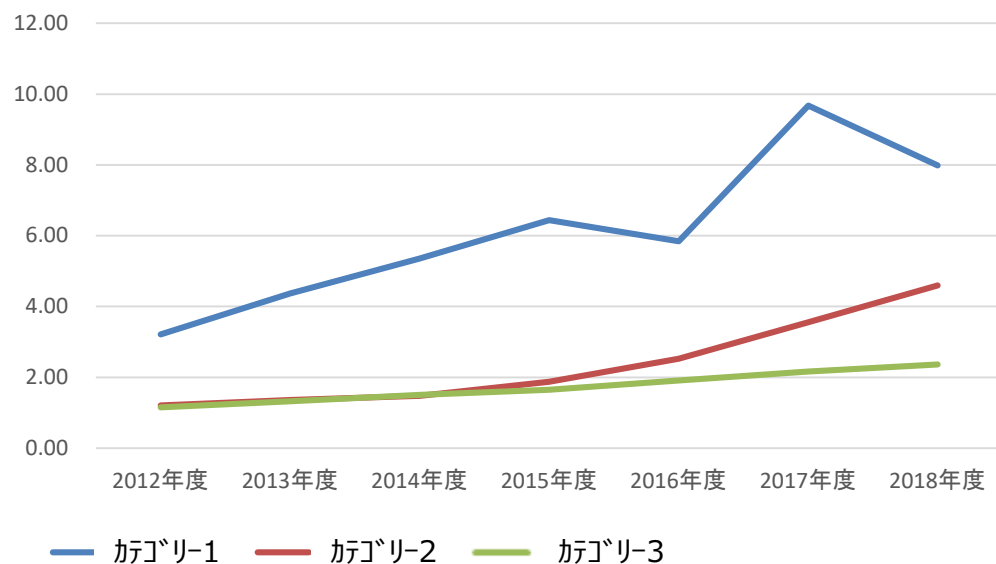
以下のものはそれぞれの分類項目に分類

- (1) 介護・調理などの技能的・専門的な仕事[36介護サービスの職業、39飲食物調理の職業]
- (2) 個人家庭における清掃の作業[76清掃の職業]

潜在的な家事支援ニーズ④ -有効求人倍率-

- 有効求人倍率は近年全国的に増加傾向。特に人口密集区域でその傾向が強い。
- コロナ禍では緩やかに減少傾向であるものの依然として高水準を維持。

家庭生活支援サービスの職業有効求人倍率
(カテゴリー別：2019年以前)

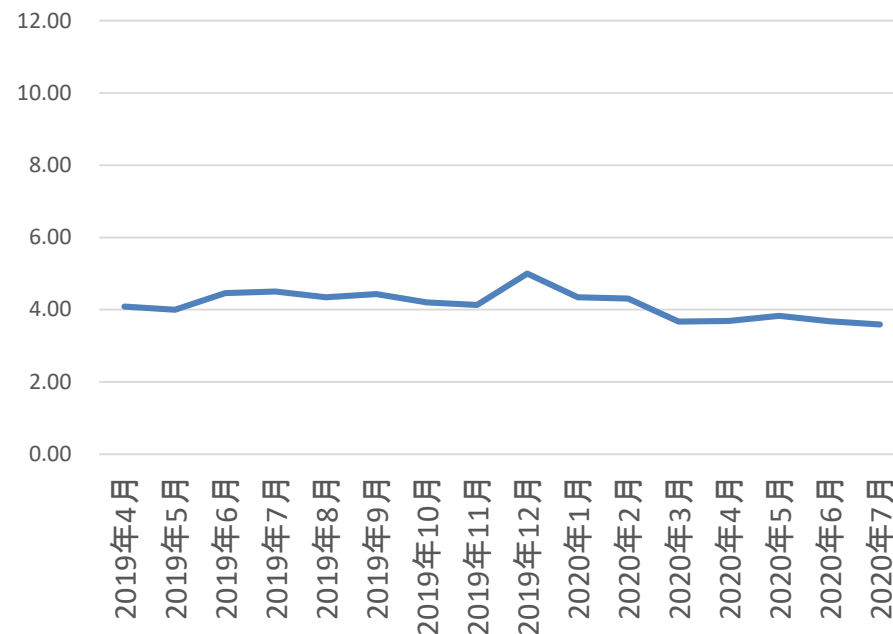


カテゴリー1（特例活用区域）：東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県の平均値

カテゴリー2（1以外の人口密度千人/km²以上）：埼玉県、千葉県、福岡県の平均値

カテゴリー3（1以外の人口密度千人/km²以下）：その他の道県の平均値

家庭生活支援サービスの職業有効求人倍率
(全国平均：2019年以降)

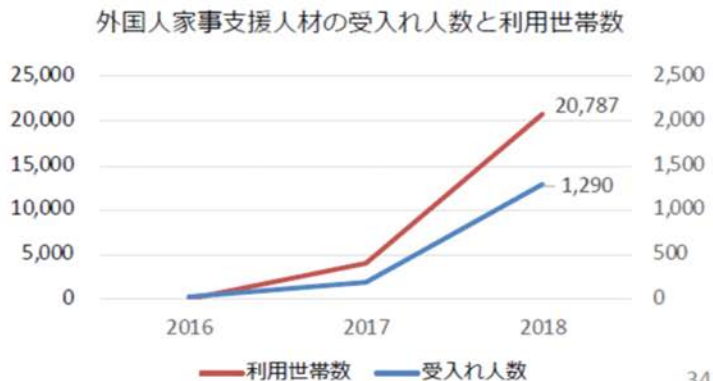


4-1. 在留資格

-国家戦略特区の全国展開：外国人家事支援人材-

- 現在、国家戦略特区でのみ受け入れられている外国人家事支援人材について、特定技能1号に位置づけるなどにより、全国展開と在留期間の延長（3年から5年）を図るべき。

- 家事代行業務はこれまで外国人の就業が原則として認められてこなかったところ。
 - ✓ 経営者、弁護士・会計士、高度専門職等の在留資格を持つ外国人の家事使用人のための特定活動ビザは存在。
- 共働き世帯の増加に伴い、家事代行のニーズが高まる中、国家戦略特区において、自治体や国の機関から成る第三者管理協議会の設置など一定の枠組みのもと、特定活動ビザによる外国人家事支援人材の受入れが開始（2016）。
- 2018年の利用実績は利用世帯数で約20,000世帯と17年の約4,000世帯から大きく伸びており、外国人家事支援人材は社会に浸透しつつある。



(出典) 国家戦略特区杭城会議「平成 30 年度 指定 10 区域の評価について (案)」 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/190531goudoukuikaigi/shiryou1_1.pdf)

③特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューを速やかに全国展開すること

【要望内容】

特区での実証実験が1年を超えた規制改革メニューの速やかな全国展開
【内閣府】

【理由】

国家戦略特区は、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う制度であり、岩盤規制の突破口として位置付けられている。このため、同特区における規制改革メニューは、適切な評価を行い、実験結果で著しい課題等がないことが明らかになった場合は、速やかに全国展開すべきである。

出典:2019年10月17日 日本商工会議所 提言

A社

- ・埼玉県と千葉県全域のニーズがある。例えば、千葉県では千葉市と成田市が特区に指定されているが、市川市や浦安市、船橋市などは活用できない。
- ・福利厚生として割引で活用いただくため法人営業する際も、関東圏として埼玉県と千葉県が含まれていることが条件になることがある。

B社

- ・口コミなどで広がっており、千葉県、埼玉県で問い合わせが多い。例えば、京浜東北線沿いで赤羽と川口で一駅違うだけでお断りすることがある。
- ・著名人や富裕層などの利用の場合は、近隣の日本人家政婦よりも、外国人材のサービスを好む方もいる。

C社

- ・埼玉県や千葉県全域のニーズがある。外国人材のニーズというよりは、家事支援ニーズそのものが大きいという認識。英語が堪能という点でのニーズは思ったよりも少ないが、一方で、外国人を理由にお断りされるということも少ない。